

浜名中学校 いじめ防止等のための基本方針

1 はじめに

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき極めて重要な課題です。

いじめは、被害にあった子どもの人としての誇りや尊厳を踏みにじる、決して許されない行為です。そして、いじめに関係した子どもそれぞれに自覚が「ある・ない」に関わらず、その行為は時として生命を脅かす事態を招く可能性もあります。

いじめは、「どの子にも、どの学校においても起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「見えにくいもの、発見されにくいもの」等のように認識されています。各学校では、これらのキーワード等を元に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応等について、様々な取り組みがなされてきました。そのような中、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として、浜名中学校の「学校はいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととします。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本校及び本中学校区においていっそう質の高い教育活動が展開されることを期待しています。そして、子どもと保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを期待しています。

2 基本的な考え方

<いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）>

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止にあたって

本基本方針を実施するにあたり、「いじめ対策委員会」を設置する。生徒指導委員会での報告、もしくは、いじめにつながる行為があると認められた場合は、早期発見、そして確実に解消するために校内いじめ対策のための組織を確立し、その機能の具体化を図り、「いじめ」に対する迅速対応、防止等に努める。

「いじめ対策委員会」においては、①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施、②それらの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取り組みの効果・成果の検証、③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施、④本基本方針の見直しや改善等を行う。

4 いじめ防止のための組織

◇ 学校：校長、教頭、生徒指導主事（いじめ対策コーディネーター）、各学年主任、学年生活指導担当、
※養護教諭 その他、必要に応じて、学級担任、部活動顧問、発達支援担当、および関係職員が参加する。

◇ 外部：スクールカウンセラー（SC）…必要時に生徒指導主事が事前に連絡をとり、生徒指導委員会・いじめ対策委員会に参加する。その他、場合によっては、専門機関との連携をしていく。

※ 発達支援などにかかわる医療機関との連絡は、発達支援コーディネーターや学級担任が行う。

※ 市教委や児童相談所、社会福祉課等の対外的な連絡は、教頭が中心となって行う。

5 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめの早期発見、早期対応、確実に解消させるための組織の確立

- ・年度当初の職員会議で、浜名中学校の危機管理体制、生徒指導方針、および対応の仕方等について全職員での共通理解を図る。
- ・「生徒指導委員会」と「いじめ対策委員会」を毎週月曜の4校時に位置づけ、校長、教頭、生徒指導主事、学年生活担当、養護教諭がこの会に参加する。「いじめ」、もしくは「いじめにつながる行為」と判断される場合には、早期に事実を確認し、対策を講じるために、「いじめ対策委員会」を立ち上げ、いじめに対する対応を行う。

(2) 日々の活動の実践を通して

- ・毎日の「常盤木ノートの点検」や年3回の「教育相談」の充実を図る。
- ・年間5回「学校生活アンケート（いじめアンケート）」を実施する。アンケート用紙については家庭で記入をさせ、記名式とすることで、いじめ等の早期発見、早期対応に努める。いじめに該当するかどうかを、校長を委員長とした「いじめ対策委員会」で対応を協議し、組織として対応する。書かれた内容については、すべて事実確認をし、未解消の事実に対して確実に指導する。場合によっては家庭連絡や家庭訪問を実施する。
- ・「いじめ」を取り上げた資料を活用するなど、道徳教育を充実させる。
- ・学校行事を通して、他者を思いやり、いじめを生まない学校・学年づくりを行う。
- ・各教科の授業で、個々の発言やグループ活動などでの生徒の様子を見届けながら、指導を行う。
- ・いじめ問題等、人権に対する意識を向上させるために「人権週間」や「マナー週間」を設定する。

(3) 生徒会が中心となり、いじめゼロの浜名中学校を目指す

- ・生徒会、学年委員会、学年集会で、「いじめ」の問題を取り上げ、「しない・させない・見すごさない」をキーワードに、いじめ撲滅の取り組みを実施する。
- ・1月に実施するマナー週間を「いじめ撲滅週間」とし、生徒会・生活委員会が中心となり、マナーの向上および、いじめのない学校づくりとしての呼びかけや標語の募集を行う。

(4) 地域や保護者との連携

- ・PTAいじめ対策委員会で本校の生徒の実態を取り上げ、学校・PTAが連携をし、いじめのない学校をめざす。
- ・「学年だより」・「生徒指導だより」等に、いじめや正義感等に関する資料を取り上げ、啓発を図る。

6 発見したいじめへの対応について

① 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合は、校長を委員長とした「いじめ対策委員会」で組織的に対応をする。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子どもの社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導する。

教職員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係諸機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するように努める。また、子どもや保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもつ。

いずれの場合も、被害にあっている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子どもから事情を聞き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応に向けた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子どもの保護者に事実を報告する。

触法性のあるいじめの加害行為については、浜北警察署生活安全課・少年サポートセンター等に連絡をし、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

③ いじめられた子どもや保護者への支援

事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。また、保護者の協力体制のもと、子どもの不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。あなたが悪いのではないことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり自尊感情を高めたりできるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子どもに寄り添い、支える体制を作り出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子どもを別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子どもや保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子どもや保護者は、学校が加害側を指導すると、「さらにひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取り組みについて丁寧に説明し、取り組みのねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等を十分理解してもらったうえで対応にあたる。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子どもや保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心掛け、互いが腑に落ちる支援を目指していく。

④ いじめた子どもや保護者への指導・助言

一定の教育的配慮のもと、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめたとされる子どもには、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子どもの安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するように働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子どもの保護者に伝えて、理解・納得を得たうえで、学校と連携して早期解消を目指す取り組みに協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子どもの保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子どもや保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導、出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子どもが自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得たうえで、必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指す。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子どもには事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査等）で事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

⑥ ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子どもの特定を早急に行い、子どもにネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜北警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス等）を利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育（IT講座）等を通じた未然防止に注力する。また、子どものネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子どものインターネット利用に関する弊害等の知識を身に付けてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

7 いじめに対する基本的対応の流れ

□【いじめの発見・発覚・訴え】

- ↓ ・いじめを発見したり、通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに学年主任、学年生活指導担当、生徒指導主事等に報告する。
- ↓ ・「いじめ対策委員会」において、最も効率の高い組織的な取り組みを検討する。

□【事実確認・情報収集・一次指導】

- ↓ ◇被害者（いじめを受けた生徒）…心情を受け止め、励まし勇気づける。
- ↓ ◇加害者（いじめをした生徒）……相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認をする。
- ↓ ◇傍観者（いじめを見て知っていた生徒）…当事者意識を持たせる。被害者にとって直接の加害者と同時に立場に値する可能性があることを意識させる。
- ↓ <確認すべき内容>
- ↓ いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で、どんなつもりで
- ↓ どのように受け止めているか、今後どうするか、等
- ↓ ☆保護者との協働体制…いじめの発見や訴えがあった直後から
当事者の子どもの保護者にはきちんとした情報を提供する。

□【事実の確定】

- ↓ ・被害者、加害者、傍観者の証言をもとに、被害者と加害者を個別に別室で、事実確認をする。
- ↓
- ↓ ・事実確認においては、複数の教員で行う。
- ↓ ・証言のずれ等、事実を確定する。

□【事実の共有・二次指導】

- ↓ ・ 確定した事実を関係教職員で共有する。
- ↓ ・ 市教委への報告、連絡、相談。(関係諸機関への報告、相談)
- ↓ ※いじめをした行為に対しては毅然とした態度で指導をする。

□【経過観察・背景改善】

- ↓ ◇被害者 (いじめを受けた生徒) …定期的な声掛け、定期相談。家庭連絡。
- ↓ ◇加害者 (いじめをした生徒) ……行動改善の指導と支援、定期観察。
- ↓ ◇傍観者 (いじめを見て知っていた生徒) …いじめを受けている子の立場に立って勇気を持って行動するよう指導する。

□【一定の解消】

- ↓ ・ 表れとしてのいじめが消滅し、いじめに遭った生徒が不安なく学校生活を送れる状態。

□【いじめの解消】

- ・ いじめ被害に遭った生徒が、自然に自分らしく活動できるようになった状態。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 子どもが自殺を企画したとき
 - ・ 子どもが精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 子どもが身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 子どもが金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子どもが相当の期間（年間30日程度）、学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子どもや保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子どもや保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

9 いじめ防止に対する本校の取り組み

	学 校 全 体	生徒会・生徒指導委員会	P T A・地域との連携	1 年	2 年	3 年
4月	・[職員会議にて、] いじめに対する認識および共通理解 ・3年修学旅行	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・（いじめ対策委員会）	・P T A総会 ・学級懇談会	グループエンカウンター（通年）	グループエンカウンター（通年）	グループエンカウンター（通年） ・修学旅行を通して、集団や仲間を思いやる心を育む。
5月	・校内生徒指導研修会を実施 ・2年野外活動 ・1年校外学習	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・（いじめ対策委員会）		・[学級活動] 連休後の生活習慣と学校生活の見直し ・校外学習を通して、集団や仲間を思いやる心を育む。	・[学級活動] 連休後の生活習慣と学校生活の見直し ・野外活動を通して、仲間を思いやる心を育む	・[学級活動] 連休後の生活習慣と学校生活の見直し
6月	・浜中礼節週間（いじめ撲滅週間） ・「命について考える日」（12日、帰りの会） ・人間関係プログラム「ハイパーQ U」の実施（6月下旬）	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・生徒会、生活委員会「いじめ撲滅」の取り組み ・いじめアンケート①の実施 ・（いじめ対策委員会）	・第1回 P T Aいじめ対策委員会	・[学級活動] 学級のよさと問題点	・[学級活動] 学級のよさと問題点	・[学級活動] 学級のよさと問題点
7月	・教育相談	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・アンケート結果からの分析 ・（いじめ対策委員会）	・地区別懇談会 ・P T A親子奉仕活動	・[学級活動] 夏休みにおける生活の充実に向けて	・[学級活動] 夏休みにおける生活の充実に向けて	・[学級活動] 夏休みにおける生活の充実に向けて
8月	・夏季校内研修 ・ハイパーQ Uアンケートの分析	・（いじめ対策委員会）				
9月	・合唱コンクール	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・いじめアンケート②実施		・学校行事「合唱コンクール」を通して、学級集団や仲間を思いやる心を育む。		
10月	・体育祭 ・常盤木タイム	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・アンケート結果からの分析 ・（いじめ対策委員会）	・第2回 P T Aいじめ対策委員会 ・P T A親子奉仕活動	・[学級活動] 学校生活の充実に向けて	・[学級活動] 学校生活の充実に向けて	・[学級活動] 学校生活の充実に向けて
				・学校行事「体育祭」、学年行事「常盤木タイム」を通して、学級集団や仲間を思いやる心を育む。		
11月	・常盤木タイム（1日）	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・いじめアンケート③の実施 ・（いじめ対策委員会）			・[学級活動] 連帯感をねらいとした学級の活動	
12月	・人権週間 ・人権講座 ・教育相談	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・アンケート結果からの分析 ・（いじめ対策委員会）	・第3回 P T Aいじめ対策委員会	・人権週間を通して、いじめ防止や差別をなくす意識を高めさせる。		
1月	・浜中礼節週間（いじめ撲滅週間） ・常盤木集会…百人一首大会	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・いじめアンケート④の実施 ・生徒会、生活委員会「いじめ撲滅」の取り組み ・（いじめ対策委員会）		・生徒会行事「全校百人一首大会」を通して、集団や仲間を思いやる心を育む。		
2月	・教育相談	・生徒指導委員会（毎月曜日） ・アンケート結果からの分析 ・（いじめ対策委員会）	・第4回 P T Aいじめ対策委員会	・[学級活動] 1年の振り返りと次年度への意識を高める	・[学級活動] 1年の振り返りと次年度への意識を高める	・[学級活動] 1年の振り返りと進路先での意識を高める
3月		・生徒指導委員会（毎月曜日） ・（いじめ対策委員会）		・生徒会行事「3年生を送る会」を通して、集団や仲間を思いやる心を育む。		